

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成26年2月5日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 出席委員

池辺 強、上野桂子、岡村邦彦、沓掛和弘、下郡恵美子、田川直之、田中宏明、坪根ソヨ子、仲摩延治、真鍋麻子（五十音順、敬称略）

### 4 議事内容

#### 【テーマ】裁判所の広報活動について

(1) 裁判所の広報活動についての説明

(2) 意見交換（□：委員長、◇：委員（学識経験者）、◆：委員（法曹関係者）、●：裁判所）

◇ 広報には、裁判所の窓口や手続にアクセスできるようにする目的があるという説明があった。裁判所を利用しようとする人に向かっての広報という意味では、リーフレットやインターネット等で十分事足りているのではないか。

しかし、一方で、広報活動の一環として、小学生を対象として模擬裁判を行っているという説明があった。これは、司法や裁判所に関心をもってもらうということを目的に行っているものと思われるが、この面については、まだ改善の余地があるようと思われる。

以前、「裁判長のお弁当」というドキュメンタリーが放送されたことがある。一般の国民から見ると、裁判官も普通の人なんだという意味で距離感が縮まったといった評価がされた。裁判所も、国民に少しでも関心をもってもらいたいということであれば、こういった積極的なアプローチの仕方もあるのではないか。

◇ リーフレットなどを見ると、中のフローチャートがすごく分かりやすいと

感じた。ただ、「ご存じですか」と書かれている表紙だけでは取っつきにくく、せっかくのフローチャートを見るところまでいかないのではないか。

例えば、「給料が貰えなくて困っている。」などの市民の困りに対して、「このような場合はこうしたらよいです。」「この窓口に行けばよいです。」などが一目で分かるフローチャートのようなものがあると、もっと親しみやすく、分かりやすいのではないか。一般の人は、裁判所は、怖いところ、グチャグチャになって最後に行くところなどのイメージを持っていると思う。困ったら相談に行けるところというイメージに変えていくことも大事だと思う。どんなときに、どこに行けばいいか、ということが明確に分かるようにするということが広報に一番求められているのではないか、と思った。

- ◇ 小学生を対象に模擬裁判を行っているという説明があった。小学生の頃からこういった行事に参加していれば、将来的にも困らないのではないかと思われる所以、社会見学の一環として「次はこの小学校来てください。」ぐらいに積極的に行ってもいいのではないか。ただ、こういった活動を行っているということは今日初めて知った。一般にはあまり知られていないのではないか。
- ◇ 裁判員制度導入の頃、博多駅でチラシを配っていて、中身は分からぬけれど、「裁判員裁判」という言葉は見たというような記憶がある。単純な手段ではあるが、人の多く集まる場所で、リーフレットなどを配布するということも一つの手段ではないか。インターネットが操作できない人もいて、ホームページにアクセスできない人もいる。チラシなどは有効な情報伝達手段であると思う。
- ◇ 裁判所が本日説明のあったような広報活動をしていることを初めて知った。高齢者にはインターネットを使えない人も多い。そういう人たちにも、裁判所の仕事の内容や手続などを知ってもらいたい。例えば、市町村に対し手続等の説明を行い、市町村側からその内容を市民等へ周知するよう依頼しては

どうか。

◇ 広報活動によって「伝わっているだろう。」と思っていたことが、現状を聞いてみるとあまり伝わっておらず、限られた人しか知らないことが往々にしてある。市民の声を聞き、活動方法や広報ツールにフィードバックさせることが必要ではないか。裁判員制度は、その制度があまり知られていないため、辞退する人が増えているように聞いている。常時情報を流すような取組が特に必要なのではないか。裁判所は必要な時にしか縁のないところであり、限られた人しか興味を示さない。人の多く集まる場所でパンフレット等を配布してはどうかとの意見もあったが、発信の仕方も柔軟に、そして頻度を増すなどして取り組むべきだと思う。

◆ 裁判員制度などは普段自分とは関係ないことだと思っているので、いくら広報してもなかなか関心を示してもらえないというところがある。本当に必要になったときに、その情報にたどり着くということが大切だと思う。

今回いろいろなリーフレットを見たが、この表紙を見て中を開いてみようとする人は少ないのではないか。「ご存じですか」というのは、制度を運営する側の視点から作られているように感じる。民事調停、労働審判と言われても一般の人は何のことか分からないので、リーフレットを手にとってみようという気持ちが起こらないと思う。「こういうときには、どういう制度があるのか。」という利用者の視点から広報を行ったらいいのではないか。利用者の側に立って、利用者が何を欲しているのか、という視点から作るということと、開いて中を見るものより1枚ものでアイキャッチのいいものがよいのではないか。

◆ 広報において必要なのは、広報の目的をどう捉えているのか、ということだと思う。今回の説明を整理すると、裁判所における広報の目的は3つに分けられるのではないか。

一つは、利用者のアクセスを確保するための広報。もう一つは、裁判員制

度が代表だと思うが、国民の協力を得るための広報。もう一つは、一般法教育、法的意識の向上や裁判所の活動に対する理解度を上げるための広報というように分けられると思う。それぞれの目的に適した広報の方法を考えるのがいいのではないか。

アクセスを確保するための広報については、果たして裁判所単体でやって意義があるのだろうか。裁判所は中立公平なものであるから、一方当事者にのみ知恵を付けるような事はできない。そうすると、「困っている人は是非来てください。」という広報をしてもそれは期待はずれになるし、信じた方は裏切られたと感じかねない。弁護士会や消費生活センターなど、相談をしている他機関と連携のもとにアクセス確保についての広報を行うべきだと思う。

国民の協力が必要な裁判員制度に積極的に参加してもらうために行う広報については、模擬裁判などがその例であると思うが、裁判所は非常に熱心にやられているところ、このような活動は地道に続けていくことに意味があるのだろうと思う。

裁判所の活動一般に関する理解度をあげていくという広報については、いろいろな事が考えられる。検察庁もあまり広報を重視してきたとはいえないが、最近は、再犯防止活動、再犯防止対策が国策となっていて、検察庁でもそのために福祉機関や更生保護機関などと連携を深めていくための活動をしている。他機関に協力を得るため、あるいは一般的な活動に対して信頼を得るために、裁判所なり検察庁はどういった活動を日ごろしているのかという広報に意を尽くさなければならないと思う。

- ◆ リーフレットについて御指摘のあった点についても、言われば確かにそうであり、今まで気が付かなかった点であるので大変参考になった。今後の広報活動に生かしていきたいと考えている。

裁判所は日ごろ使うところではないが、困ったときに全く思い至らなかつ

たということではなく、裁判所にはどういったメニューがあり、どういうことをしているということを思い浮かべていただきたいと思っている。こういうことをしている、というようなことを、正しくみなさんに理解していただき、利用していただきたい。

法教育的な面からは、小学校の時から、紛争とはどういうもので、どのように解決していくということや、法律というのはどのようなときにどう機能するのか、ということを知っておくことは、大人になったときに正しく法律や司法サービスを利用するということに繋がるし、紛争も未然に防げるのではないかと思いながら広報活動に取り組んでいる。

◆ 裁判所を利用したら悩み事を解決できるのに、裁判所を利用する方法を知らないがためにそのままになってしまうということを防ぐことが重要であつて、意外と手軽に利用できるということを知らせて、垣根を取り払っていくことが、広報の目的の一つであろうと思う。

裁判員裁判に対する県民の理解を得るために、積極的な広報をしなければならないと考えている。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

平成26年9月25日（木）午後3時から

### (2) テーマ

民事事件における身近で利用しやすい裁判所の実現のために

### (3) 場所

大分地方裁判所大会議室